

登所・登園 許可証明書（千葉市版）H24.4改訂

氏名

証明日： 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

年 月 日から療養開始

年 月 日から登所・登園可

該当疾患に○	疾患名	登所・登園停止期間の基準
		*以下の基準に基づき、主治医が判断する。
	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘・帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	A群溶連菌感染症	抗生素内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで
	流行性角結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで
	突発性発疹	解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	ウイルス性肝炎（A型）	肝機能が正常になるまで
	感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可
	ヘルパンギーナ	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	手足口病	全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可
	伝染性膿痂疹	患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで
	その他の感染症（ ）	

* 保育所・保育園生活での注意事項

() ()

医療機関名

医師名